

東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科における 教育研究上の目的に関する要項

〔平成19年4月1日
制 定〕

(趣旨)

第1条 この要項は、東京医科歯科大学大学院学則（平成16年規程5号）第1条第2項の規定に基づき、大学院保健衛生学研究科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第2条 大学院保健衛生学研究科における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 博士（前期）課程

学士課程で修得した知識・技術を基盤に専攻分野における学識を深め、科学的思考と研究能力を養い、倫理観の高い医療人、研究者や教育者を養成する。

(2) 博士（後期）課程

保健・医療分野において、広い視野を持ち、国際的・学際的に活躍しうる自立した研究者を養成する。

(3) 博士課程看護先進科学専攻

学士課程で修得した知識・技術を基盤に、科学的思考と研究・教育・実践能力を養い、保健・医療分野における広い視野と高い倫理観を持つ、国際的・学際的に活躍しうる高度実践者や研究者、教育者を養成する。

(4) 博士課程共同災害看護学専攻

看護学を基盤として、他の関連諸学問と相互に関連・連携しつつ、学術の理論及び応用について産・官・学を視野に入れた研究を行い、特に災害看護に関してその深奥を極め、人々の健康社会の構築と安全・安心・自立に寄与することを目的とし、求められている災害看護に関する多くの課題に的確に対応し解決できる、国際的・学際的指導力を発揮するグローバルリーダーとして高度な実践能力を有した災害看護実践者並びに災害看護教育研究者を養成する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月23日制定）

この要項は、平成26年4月1日から施行する。